

特別管理廃棄物の一覧及び係る規制

1. 特別管理廃棄物の一覧

	廃棄物の種類 (※特定施設限定あり)	危険・有害特性	今後の発生見込量	
特別管理一般廃棄物	PCB 使用部品	毒性	(データなし)	
	廃水銀 (※1)		1 t (年間) ¹	
	ばいじん (※2)		(データなし)	
	ダイオキシン類を含むばいじん、燃え殻、汚泥 (※2)		(データなし)	
	感染性一般廃棄物 (※3)	感染性	(データなし)	
特別管理産業廃棄物	廃油 (揮発油類、灯油類、軽油類)	引火性	410,000 t (年間) ²	
	廃酸 (pH2.0 以下)	腐食性	606,000 t (年間) ²	
	廃アルカリ (pH12.5 以上)		390,000 t (年間) ²	
	感染性産業廃棄物 (※3)	感染性	450,000 t (年間) ²	
	高濃度 PCB 廃棄物	大型変圧器等	毒性	3,235 台 (計) ³
		大型コンデンサー等		81,851 台 (計) ³
		安定器		3,840,653 個 (計) ³
		小型変圧器・コンデンサー		425,261 個 (計) ³
		その他汚染物等		591 t (計) ³
	低濃度 PCB 廃棄物	(詳細不明) ⁴		
	廃石綿等 (※4)			48,000 t (年間) ²
	廃水銀等 (※5)		52 t (年間) ¹	
	有害物質 ⁵ を含む鉱さい、ばいじん、燃え殻、汚泥等 (※6)		917,000 t (年間) ²	

※1 水銀使用廃製品から水銀を回収する施設

※2 廃棄物焼却施設

※3 医療機関等

※4 石綿建材除去事業に係るもの又は大気汚染防止法の特定粉じん発生施設

※5 水銀使用廃製品等から水銀を回収する施設、水銀使用製品の製造の用に供する施設、水銀を媒体とする測定機器を有する施設、試験研究機関等

※6 水質汚濁防止法、大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法の対象施設等

¹ (出典) 水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀廃棄物対策について (答申) (平成27年2月6日中央環境審議会)

² 実績値 (出典) 平成28年度事業特別管理産業廃棄物排出・処理状況調査報告書平成26年度実績値 (平成29年3月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)

³ PCB 廃棄物処理基本計画に基づくPCB廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込み (第23回PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会 資料 1-1-1、平成29年10月6日)

⁴ (出典) ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画 (平成28年7月26日改訂版)

⁵ カドミウム、シアン化合物、有機リン化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、砒素及びその化合物、水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物、アルキル水銀化合物、ポリ塩化ビフェニル、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロエタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チラウム、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン及びその化合物、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、アンモニア、アンモニア化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類

2. 特別管理廃棄物に係る規制

(1) 特別管理産業廃棄物処理業

特別管理産業廃棄物の処理を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受ける必要がある（廃棄物処理法第十四条の四）。

その趣旨は、「特別管理廃棄物の基本的考え方（報告書）」（平成4年6月生活環境審議会廃棄物処理部会廃棄物管理専門委員会）（以下「H4 報告書」という。）において、「特別管理産業廃棄物という廃棄物の性状に鑑み、処理業者については技術面、管理面、経営面などからみて安心、信頼して処理を任せられることを許可の要件とすべきである。」とされている。

(2) 特別管理廃棄物処理基準

特別管理廃棄物を処理する者は、通常の廃棄物とは異なる特別な処理基準に従うことが義務付けられている（廃棄物処理法第七条、第十二条の二等）。

処理基準は、一連の処理過程に対してそれぞれ定められている。産業廃棄物と特別管理産業廃棄物の処理基準の比較は次ページの表1のとおり。

(3) 特別管理産業廃棄物管理責任者

特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、当該事業場毎に特別管理産業廃棄物管理責任者を設置することが義務付けられている（廃棄物処理法第十二条の二）。

同管理責任者の位置付けは、H4 報告書において、「事業者は、自ら特別管理廃棄物を処理する場合も処理を外部に委託する場合にも、廃棄物処理法は勿論、関係法令の定めるところに違背することのないように行わなければならないが、特別管理産業廃棄物管理責任者はこのような事業者の責務の履行における要となるべき者である。」とされている。

表 1 産業廃棄物と特別管理産業廃棄物の処理基準の比較

	産業廃棄物	特別管理産業廃棄物
保管基準	<p>施行規則第 8 条</p> <p>【保管】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保管場所からの廃棄物飛散・流出等防止措置（汚水対策、積み上げ高さ制限等） ・石綿含有産業廃棄物を保管する場合は、他の物との混合防止措置、飛散防止措置 <p>【保管場所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周囲に囲いを設置 ・掲示板の設置（廃棄物の種類、管理者名等） ・害虫等発生防止 	<p>施行規則第 8 条の 13</p> <p>【保管】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保管場所からの廃棄物飛散・流出等防止措置（汚水対策、積み上げ高さ制限等） ・他の物の混入防止措置 ・廃棄物の種類別に必要な措置（密封、高温防止、腐食防止等） <p>【保管場所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周囲に囲いを設置 ・掲示板の設置（廃棄物の種類、管理者名等） ・害虫等発生防止
収集運搬基準	<p>施行令第 6 条第 1 項第 1 号</p> <p>【収集又は運搬】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の飛散・流出防止 ・悪臭、騒音、振動に対する生活環境の保全措置 ・収集運搬用施設の設置時の生活環境保全措置 ・運搬車等の両側面に必要な表示及び書面携行 ・運搬車、運搬容器及び運搬用パイプラインからの廃棄物飛散・流出等防止措置 ・石綿含有産業廃棄物は、破碎しない方法で、かつ、その他の物と区分して収集又は運搬 <p>【積替】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物飛散・流出等防止措置 ・害虫等発生防止措置 ・囲いの設置及び掲示板の設置（廃棄物の種類（石綿含有産業廃棄物が含まれる場合はその旨）、管理者名等） ・石綿含有産業廃棄物と他の物との混合防止措置 <p>【積替保管】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積替時（運搬先が定められている場合等に限る）以外の保管の禁止 ・保管量を平均搬出量の 7 倍に制限 ・保管基準の遵守 	<p>施行令第 6 条の 5 第 1 項第 1 号</p> <p>【収集又は運搬】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の飛散・流出防止 ・悪臭、騒音、振動に対する生活環境の保全措置 ・収集運搬用施設の設置時の生活環境の保全措置 ・運搬車等の両側面に必要な表示及び書面携行 ・運搬車及び運搬容器からの廃棄物飛散・流出等防止措置 ・運搬用パイプラインの使用禁止 ・収集運搬者の文書（種類等）の携帯 ・他の物と区分して収集又は運搬 ・人の健康又は生活環境被害の防止 ・その他廃棄物の種類別に必要な措置（密閉容器による収集運搬等） <p>【積替】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物飛散・流出等防止措置 ・害虫等発生防止措置 ・囲いの設置及び掲示板の設置（廃棄物の種類、管理者名等） ・他の物との混合防止措置 ・その他廃棄物の種類別に必要な措置（密封、高温防止、腐食防止等） <p>【積替保管】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積替時（運搬先が定められている場合等に限る）以外の保管の禁止 ・保管量を平均搬出量の 7 倍に制限 ・保管基準の遵守

処分 又は 再生 基準	<p>施行令第6条第1項第2号</p> <p>【処分・再生】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の飛散・流出防止 ・悪臭、騒音、振動に対する生活環境の保全措置 ・中間処理用施設の設置時の生活環境の保全措置 ・焼却は、構造基準（燃焼温度 800℃以上等）に合致した焼却設備を使用 ・熱分解は、構造基準（必要な熱分解温度・圧力を保つこと等）に合致した熱分解施設を使用 ・種類別処分・再生方法（平成 11 年厚生省告示第 148 号等） <p>【保管】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保管はやむを得ない期間以内 ・保管量を 1 日処理能力の 14 倍に制限（一部例外あり） ・保管基準の遵守 	<p>施行令第6条の5第1項第2号</p> <p>【処分・再生】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の飛散・流出防止 ・悪臭、騒音、振動に対する生活環境の保全措置 ・中間処理用施設の設置時の生活環境の保全措置 ・焼却は、構造基準（燃焼温度 800℃以上等）に合致した焼却設備を使用 ・熱分解は、構造基準（必要な熱分解温度・圧力を保つこと等）に合致した熱分解施設を使用 ・人の健康又は生活環境被害の防止 ・その他廃棄物の種類別に必要な措置（平成 4 年厚生省告示第 194 号等） <p>【保管】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保管はやむを得ない期間以内 ・保管量を 1 日処理能力の 14 倍に制限 ・保管基準の遵守
埋立 処分 基準	<p>施行令第6条第1項第3号</p> <p>【埋立処分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の飛散・流出防止 ・悪臭、騒音、振動に対する生活環境の保全措置 ・埋立処分用施設の設置時の生活環境の保全措置 ・害虫等発生防止措置 ・安定型産業廃棄物以外の産業廃棄物の地中空間利用処分の禁止 ・埋立処分終了後、表面を土砂で覆土 ・その他廃棄物の種類別に必要な措置（あらかじめ焼却、判定基準適合等） <p>【埋立場所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・囲い設置及び処分の場所であることの表示 ・安定型、管理型又は遮断型最終処分場での処分 	<p>施行令第6条の5第1項第3号</p> <p>【埋立処分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の飛散・流出防止 ・悪臭、騒音、振動に対する生活環境の保全措置 ・埋立処分用施設の設置時の生活環境の保全措置 ・害虫等発生防止措置 ・地中空間利用処分の禁止 ・埋立処分終了後、表面を土砂で覆土 ・人の健康又は生活環境被害の防止 ・その他廃棄物の種類別に必要な措置（あらかじめ焼却、判定基準適合等） <p>【埋立場所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・囲い設置及び処分の場所であることの表示 ・管理型又は遮断型最終処分場での処分
海洋 投入 処分	<p>施行令第6条第1項第4号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・埋立処分を行うのに支障がある場合で、特定の廃棄物に限り海洋投入処分可能 ・廃棄物の飛散・流出防止 ・悪臭、騒音、振動に対する生活環境の保全措置 ・海洋投入処分用施設の設置時の生活環境の保全措置 	<p>施行令第6条の5第1項第4号</p> <p>禁止</p>
委託	<p>施行令第6条の2</p>	<p>施行令第6条の6</p>

<p>基準</p>	<p>【許可業者に委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運搬又は処分を他人に委託する場合には、産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者それぞれに委託 ・委託契約は書面で行う 	<p>【許可業者に委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運搬又は処分を他人に委託する場合には、特別管理産業廃棄物収集運搬業者、特別管理産業廃棄物処分業者それぞれに委託 ・委託契約は書面で行う <p>【事前に文書で通知（廃棄物の種類等）】</p>
-----------	---	---